中原遺跡出土木簡とその周辺

田中史生

はじめに

佐賀県唐津市原字西丸田に所在する中原遺跡は、松浦川河口部の東岸、唐津湾および松浦川によって形成された古砂丘列上に立地し、その北東には鏡山が近接する。当遺跡からは、弥生～平安時代の遺物・遺構が多数検出されているが、そのなかに木簡一九点があった。いずれも東西に流れる川跡からの出土である。このうち文字の確認できるものは『木簡研究』（二二号・二四号）においてその釈文が提示され、その後、保存処理等を経た再読作業によって、若干の釈文訂正が加えられている。(1)

本稿では、この中原遺跡出土木簡のうち、比較的まとまった文字情報を持つ2号木簡・8号木簡について検討を加えた後、その他の木簡、墨書土器等出土遺物を踏まえて、そこから窺われる中原遺跡の性格や唐津湾沿岸地域の史的特性について言及したいと思う。(2)

一　2号木簡と玉女

2号木簡は曲物の底板を利用し、文字は板材の両面に認められる。その釈文を示すと以下のとおりとなる。

【2号木簡】

・「呼二邊（邊カ）玉女別百讀　凡死人家到十□
　先見地土後見□□（風カ）念保玉女二□　」
・「　　料郷十五束　　」　180×(49)×4　061

右のうち「呼二邊」で始まる面は、一行目の文字に右端を欠くものがあり、底板の右側欠損部分にもさらに文字・行のあった可能性がある。その裏面は天地を逆に左寄せにして「料郷十五束」の文字が確認できる。両面の内容の関連性、先後関係等は不明である。

また「呼二邊」の面の一行目は、「百讀」と「凡死人家」の間に半角程度の空白があり、「凡」以下は何らかの出典を持つ文章と推定される。内容は「玉女」とかかわる祭祀に関するものとみられる。

ところで、玉女とは道教・仏教・陰陽道などに見られる女性神格で、中国の道教では真仙の侍者として玉童と対となって登場する場合と、真仙そのものとして登場する場合があるという。[3] 日本では、特に鎌倉期以降、密教・陰陽道関係の文献で神仏混淆の様相を見せながら頻繁に登場するが、[4] 本木簡のように古代に遡る玉女の史料は乏しく、管見の限り、一〇世紀成立とされる仏教説話集『三宝絵』（巻上・四「精進波羅密」）、九世紀末前後に皇大神宮禰宜荒木田徳雄神主が伝えた「古記文」に子孫が一一世紀半ばまでの事柄を書き継いだ『太神宮諸雑事記』（天平一四年一一月条）、若杉家文書から発見され仁平四年（一一五四）以前の内容を部分的に伝える『小反閇作法并護身法』[5] などに確認できる程度である。したがって共伴遺物などから九世紀前半以前の年代観をもって捉えられる本木簡は、現在のところ、日本における玉女関連史料の最古となる可能性が高い。

ここで、上記諸史料にみえる玉女のうち、『小反閇作法并護身法』など、いわゆる反閇で登場する玉女に注目しておきたい。すなわち、江戸中期の陰陽関係史料『家秘要抄』の反閇口伝には、吉方に向かって立ち「向玉女在方、三反呼玉女名」という反閇の作法がみえ、[6] これが本木簡の「呼二邊玉女」という記述と類似するからである。さらにこの反閇口伝によれば、玉女の名を三回呼んだ後、天鼓を三度打ち（歯を三回ならす）、五気（木火土金水）を観察して、五種の呪文を唱え印を結ぶことになっているが、木簡の「先見地土後見□□」や「百讀」からも、気の観察や呪文を読む行為のあったことが推測できる。しかも反閇とは何らかの禁忌に対し、これを回避するための作法とみられるから、[7] 本木簡の玉女が「死人」とのかかわりで登場していることとも矛盾しない。事実、平安期、除服・病事の際の出行儀礼では反閇が行われた例も確認されているから、[8] 葬送儀礼との関連を思わせる本木簡の玉女には、反閇で呼ばれる玉女と類似の性格が想定しうるのである。

ただし、先行研究によると、反閇は中国の遁甲式占に属する反閇局法に由来し、『日本国見在書目録』によってこれが九世紀末には日本に伝来していたことが知られるが、陰陽道での反閇が確認できるのは一〇世紀半ば以降で、それは旧宅から新宅に移る際に行われる儀式移徙（わたまし）法、ごく限られた陰陽道祭、出行儀礼、相撲などの勝負事の際などに行われたとされる。[9] しかし、「死人」を含む本木簡の文言と結びつく反閇の祭祀は確認されていない。すなわち、本木簡の祭祀も、後の陰陽道の反閇とは直接結びつかないのである。したがって結局のところ、本木簡の祭祀を特定するまでには至らない。

それでも、陰陽道の反閇の玉女は、中国反閇局法の玉女と同じ神格ではなく、複数の神格によって形成された陰陽道独自のものとなっている点に留意しておきたい。[10] すなわち、作法・性格の面で陰陽道反閇の玉女との類似性をみせる本木簡の玉女は、これが反閇と異なる祭祀で呼ばれた神格であったとしても、後の陰陽道反閇の玉女

に影響を与えた神格の一つである可能性は考えられてよいのである。こうした木簡が、中央に先行して中原遺跡で確認されたことは、唐津湾岸の史的特性を考える上でも興味深いものといえるだろう。

二　8号木簡と防人

1、様態と内容解釈

8号木簡は両端の一部が欠損しているが、ほぼ原形とみなされ、二度の使用痕跡を残す。以下にその釈文を示す。

【8号木簡】

・「　　□　□〔束カ〕□　□　　甲斐國□戍□〔津カ〕〔人〕不知状之
　　小長□部□□〔注〕　　『貞小第七号』×
　　□□家□□　　『□歴八年〔延〕　□□□〔永カ〕乗□　物ヲ請萬七号』
　　『□□ヲ大前〔乗〕　　日下ヲ公小□〔海〕□□』
　　(269)×32×4　011

木簡は、まず「小長□部□廻」ではじまる文書が最初に表裏にわたって記載され（一次文書）、そののち、「延暦八年」ではじまる文書（二次文書）が、一次文書を粗く削りとったうえで一次文書の第二面にあたる部分から天地を逆にして記載されたものと判断される。

一次文書第一面は、冒頭中央に「小長□部□廻」と、その下部左右に二名を列記し、この計三名について「甲斐國□戍□」と註記する。さらにその下に続けて、右に寄せてやや小さな文字で「不知状之」と割註を付している。一方、第二面は木簡下半部付近に墨痕が確認できるが、「乗□」が人名であろうと判断される以外、文字はほとんど判読できない。

こうした兵士等の歴名と類似の記載様式は、秋田城跡第五四次調査出土一六号・一七号木簡にみることができる。[11] これらを参照するならば、冒頭の「小長□部□廻」が責任者、以下二名のあわせて三名が甲斐国の「戍人」（まもりびと）で、その裏には文書の作成日・作成者などが記されていたと推定される。このように、8号木簡一次文書は甲斐国出身の兵士が西海道に配されたことを示すものであり、彼らが防人であったことは間違いない。すなわち本木簡は、東国防人の西海道配備を裏付ける初の出土文字資料となる。

また、本木簡の表記からは、防人が配備地において「戍人」とも称されていた実態が初めて明らかとなった。防人は、西海道の「辺戍」「常戍」「戍」にあたる人々として史料に散見し、軍防令兵士上番条は防人を「防に向かうは三年」と規定しながら、『続日本紀』はこれを「戍に赴く」（和銅六年一〇月戊午条）、「戍に配す」（天平神護二年四月壬辰条）などと表現している。本木簡で防人が「戍人」と表記されていたことは、こうした史料とも符合する。

さらに、甲斐国出身の防人の存在を知るものは、本木簡の出土ま

で「天平十年度駿河国正税帳」が唯一の史料であった。すなわち、駿河国内を通過する帰郷の旧防人への食料支給に関する記録のなかに、伊豆国二二人・相模国二三〇人・安房国三三人・上総国二二三人・下総国二七〇人・常陸国二六五人とともに、甲斐国の三九人がみえている。またこの正税帳には、任を終えた防人の帰郷が出身国単位で管理されていたことが示されているが、本木簡でも記載は国名＋□戍人となっている。したがって防人は、任地においても出身国単位で把握・管理されていたと考えられる。

なお、戍人の一人「小長□部□東」の「小長□部」は、おそらく小長谷部で、このウジは西海道では大宰史生小長谷連常人が知られるのみだが（「天平十年度周防国正税帳」など）、甲斐国では『続日本紀』神護景雲二年五月辛未条の「八代郡人少（長）谷直五百依」、「天平十年度駿河国正税帳」の「御馬部領使山梨郡散事小長谷部麻佐」「山梨郡散事小長谷部練麻呂」など複数の例が知られ、他に参河・信濃・上野・下総・遠江など東海道・東山道所属の地域でも広く分布が確認できる。甲斐国出身者にふさわしいウジ名といえる。

一方、二次文書は、第一面の上端部左側が刀子によるとみられる切り折りを受けて欠損している。しかしその右側に「延暦八年」の文字が確認でき、以下、第一面に人名を四人、第二面に一人を記載する。また各人名の下には右寄せで文字をやや小さくして「七把」の支給食料の記載が続く。ただし、遺存状況の良好でない二名だけは数量を確認できないが、上部欠損の一名を除きいずれにも合点が確認できるから、すべてに数量は付されていたと考えてよいだろう。おそらく上部中央の欠損部分には、支給食料の総計「合〇束〇把」などと記していたのではないかと推測される。

この二次文書は一次文書を粗く削りとり、天地を逆にして作成された帳簿であり、防人とかかわる一次文書を処理した部署がこの木簡を再利用したとみるのが自然である。したがって、食料支給を受けた二次文書の五名についても、肥前の人とみる以外に、防人とかかわる可能性も考えておかねばなるまい。この観点からは、「雀部大前」の雀部の分布が西海道に確認できない一方、東国では天平勝宝二年に防人として派遣された下総国結城郡の雀部広島をはじめ（『万葉集』巻第二〇―四三九三）、常陸・上野・下野・下総などで広く確認できるウジ名である点が留意されよう。五人を列記していることも、軍防令隊伍条にあるように兵士が五を単位に編成されていたことと関係するかもしれない。

2、防人制の変遷と木簡の年代

前述のように二次文書冒頭は「延暦八年」とよめるが、この年紀は木簡が出土した溝中周辺の遺物年代（八世紀後半～九世紀前半）とも合致する。また、同一部署で処理された可能性の高い帳簿木簡の場合、一次・二次の文書作成の時期差は小さいとみられ、当木簡の

時期は全体としても延暦八年を中心に理解しうると考えられる。

右の年代観は、木簡中の表記や内容からもある程度裏付けることができる。まず、木簡には二次文書に人名として「日下部公」というウジ名がみえるが、この「公」姓については、『続日本紀』天平宝字三年（七五九）一〇月辛丑条に「天下諸姓着二君字一者、換以二公字一」とあることとかかわろう。ここに二次文書の帳簿木簡の上限として天平宝字三年一〇月を設定することができる。

これに防人制の変遷を重ねるならば、木簡の上限はさらに下ることとなろう。『続日本紀』によれば二次文書の推定上限天平宝字三年は、大宰府から中央への東国防人復活の要請があった年である。しかし中央政府はこの要求を聞き入れない。二年前の天平宝字元年（七五七）閏八月に東国防人は停止されていて、この方針が堅持されたのである。大宰府の再三の要請により、天平神護二年（七六六）四月、ようやく東国防人は復活するが、それも全面的な復活ではない。この時、筑紫に留まる東国防人を検括して戍に配し、その分だけ西海道六国から徴する防人の数を減らすこととしたのである。このように東国防人は、天平宝字元年から天平神護二年まで九年間もの空白がある。ここで、仮に一次文書の甲斐国防人を天平宝字元年以前配備の東国防人とみると、天平宝字三年一〇月を上限とする二次文書との間には最短でも二年以上の開きが生じることとなる。同一部署で再利用されたとみられる帳簿木簡にこうした時間差は不自然であろう。しかし、一次文書を東国防人が再配備された天平神護二年（七六六）以後のものとみるならば、上記の時間差に関する問題点は解消されることとなる。

次いで、二次文書の下限については、延暦一四年（七九五）一一月を設定することができよう。『類聚三代格』巻一八延暦一四年一一月二二日太政官奏によれば、この時、防人が廃止され防人司も停廃されたからである。また、官奏は一部文字が欠損するものの、西海道滞留の旧東国防人の子は原則として当地で戸籍に附し兵士として徴すこととし、もし留まることを願わぬ者や父への随伴を願う者があれば東国へ帰郷させることも許可したらしい。ただし壱岐・対馬の「二戍」については「旧例」に従い防人を置いたが、これが東国防人を含まないことは、『日本後紀』延暦二三年（八〇四）六月甲子条、『類聚国史』大同元年（八〇六）一〇月壬戌条、『続日本後紀』承和一〇年（八四三）八月戊寅条などから明らかである。これらによれば、延暦一四年以降、壱岐では同二三年まで、対馬ではそれ以後も依然置かれ続けた防人は、「六国所配防人」「筑紫人」であり、つまりは壱岐・対馬以外の筑・肥・豊の西海道諸国徴発の人々であった。この中に、旧東国防人の子が含まれていた可能性はあるが、彼らはすでに西海道戸籍に附されていたはずだから、「甲斐國」などと表記されるはずがない。したがって、「甲斐國」を冠して表記される防人の下限は延暦一四年（七九五）ということになる。

以上のように、当木簡の二次文書を「延暦八年」とし、一次文書もこれに近い時期のものとみることに、表記や内容上の矛盾はない。ならば、前述の『類聚三代格』延暦一四年一一月二二日太政官奏が引く延暦二年五月二二日騰勅符に「宜下就二彼防一簡二願レ留徒一、并括二旧防逃留一以配二常戍一。其所レ欠者差二當土兵士一補レ之」とあることが注目されるだろう。この時、残留希望の防人や西海道に逃げ留まり検括された旧防人を常戍に配し、不足分を「當土兵士」で補充する政策をとったのである。これの天平神護二年との違いは、旧防人の検括だけに頼らず残留希望の防人も募ろうとしたことにあるとされるが[12]、これによって延暦二年以降も東国防人は新たに供給されず、旧防人で西海道に留まった者をあてていたことが判明する。そして、この騰勅符の延暦二年に防人交替もあったとみなすならば、三年任期として延暦八年はちょうどその交替期にあたることとなる。

木簡を右のように理解すれば、「甲斐國□戍人」の割註「不知状之」についても次のように解釈できよう。すなわち、胆沢城跡第四三号漆紙文書[13]などから推測するに、本来、兵士歴名の名の下は本貫などの情報が入ると考えられる。ところが当木簡ではここを「不知状之」（状を知らず）と記しているから、少なくとも三〇年以上も筑紫に留まっていたとみられる「小長□部□粟」ら三名は、甲斐国の旧防人であること以外、本貫などの詳細な記録・情報が既に不明となってしまっていたことを示すのではなかろうか。

三　中原遺跡の性格をめぐって

1、律令期中原遺跡周辺の景観

古代の肥前国は、『肥前国風土記』（以下『風土記』）、『延喜式』民部式、『和名類聚抄』（以下『和名抄』）にあるように一一の郡を管した。そして『風土記』によれば、このなかでも最も多くの郷を擁したのが中原遺跡の所在する松浦郡である。その郷数は実に一一にものぼる。しかし、現存『風土記』で確認できる郷名は大家・値嘉のみで、『和名抄』も庇羅・大沼・値嘉・生佐・久利の五郷を録すに過ぎない。また、『風土記』は松浦郡について「驛伍所」とし、この五駅は、『延喜式』兵部省式諸国駅伝馬条や『和名抄』の記載順に磐氷・大村・賀周・逢鹿・登望の五駅であろうとされている[14]。今回、これらとかかわる地名が、以下に示す1号木簡・3号木簡から確認された。

【1号木簡】

「大村戸主川部祖次付日下□〔部〕」　(191)×38×9　019

【3号木簡】

「大村郷□　□秦部宮」　(157)×24×8　019

右の「大村戸主」「大村郷」によって、松浦郡ではこれまで知られていない大村郷の存在が初めて確認されるとともに、大村駅を彼

杵郡大村郷ではなく松浦郡内の唐津市浜玉町五反田付近に求めるべきとする説[15]に、同時代史料の裏付けを与えることとなったのである。また、大村駅から西側の駅路は、鏡山の南麓を通ったとみられるから、その駅路が中原遺跡付近を通過していたとみて大過あるまい。

ところで、この中原遺跡の近くには、駅路だけでなく郡家もあったとみられる。すなわち、松浦郡家が松浦川下流域に存在したことは、『風土記』が郡家を鏡渡の南、褶振峯（鏡山）の西、賀周里・逢鹿駅の東南とすることから明らかである。郡家の所在地点については、久利双水古墳をはじめ有力古墳のある久利付近に求める見解[16]、鏡神社のある鏡付近に求める見解[17]などがあるが、近年、久利から松浦川を挟んだ西側に位置する千々賀古園遺跡で「コ」の字型配置をとる可能性を持つ遺構が検出され、郡家との関連が注目されている。けれども、遺構の状況や立地、あるいは壱岐嶋分寺に供給されている平瓦や「嶋守」と墨書された土器の出土などから、千々賀古園遺跡を郡家ではなく、肥前国が壱岐嶋分寺造営を支援するために設けた官衙跡とみなす説もある[18]。したがって結局のところ、郡家所在地点は未だ確定しないが、中原遺跡と郡家が数キロの範囲内で収まる位置関係にあるとすることに異論はなかろう。

そして中原遺跡からは、「林少領」をはじめ、「少林」「官院」と記された墨書土器が出土している[19]。ここも官衙、なかでも郡の林少領と結びつく遺跡であることは間違いない。中原遺跡は、近傍の郡家と機能的連関を持っていたとみられる。なお、中原遺跡からは「守」と墨書された土器一点も出土し、国との関係も示唆されるが、これも当遺跡が郡家関連遺跡であるゆえの遺物とすべきだろう。

また『風土記』松浦郡条によると、中原遺跡北東の褶振峯（鏡山）には褶振烽が置かれ、その西方松浦川河口付近に鏡渡もあった。いずれも、六世紀、朝鮮半島へ向かった大伴狭手彦の船を見送る弟日姫子伝承とかかわる地に立地する。さらに『風土記』は、新羅に向かう神功皇后が松浦郡の玉島川に立ち寄り鮎釣りをした際に発した言葉が郡名の由来であるとも伝えており、唐津湾に面する鏡山周辺地域は、古くから朝鮮半島とのつながりが意識される交通上の要衝となっていたことが窺われる。褶振烽の存在や壱岐との関係を示す千々賀古園遺跡の瓦・墨書土器をみても、当地が律令期にあっても、壱岐・対馬、さらにはその先へつながる海上交通の要地であったことは疑いない。一方、中原遺跡からも中空円面硯や秦部のウジ名を記す木簡（3号木簡）が出土し、当地に七世紀以前から文字技術者を含む渡来系の人々の居留があったことも推定できる。中原遺跡から出土した前述の防人木簡や玉女木簡は、こうした当地の東アジアにつながる地域的景観と無関係ではなかろう。

2、中原遺跡と防人

ところで、これまでの現存史料から確認できる防人の配備地は、

筑紫と壱岐・対馬であって、西海道のその他の地域にもこれが配備されていたかどうかは、防人研究の大きな課題の一つとされてきた。[20] したがって、8号木簡は防人と肥前国との関係を初めて確認しうる貴重な史料となる。しかし前述のように当地が壱岐ともつながることを考慮すると、8号木簡についても中原近辺に配備された防人を指すとみる以外に、壱岐に向かうために立ち寄った防人を指す可能性が残されることになろう。

けれども、『日本後紀』延暦二三年（八〇四）六月甲子条によれば、壱岐嶋防人粮は筑前が運漕していたらしく、つまりは九州本土側の壱岐防人との連絡拠点は博多大津であったことが知られる。なお一二世紀初頭前後の「対馬貢銀記」（『朝野群載』巻三）によれば、筑前国博多津を出港の船は一日で壱岐嶋に着き、さらにもう一日で対馬嶋に到着したという。また、前述のように木簡の「不知状之」を本貫などの情報を意識した註記と解しうるなら、これは防人歴名の作成とかかわる木簡とすべきで、やはり当地への防人配備とかかわる木簡とみなした方がよかろう。さらに、食料支給を示す二次文書も防人とかかわる木簡と理解するならば、当地には恒常的な防人との関係を想定しなければなるまい。軍防令欲至条は、防人配備について「凡そ防人至らむとせば、所在の官司、預（かね）て部分為（つく）れ」とあるから、こうした木簡が大宰府以外の地方官衙関連遺跡から出土しても何ら不自然ではないのである。

したがって、これが郡家関連遺跡からの出土であることを重視し、松浦郡配備の防人と考えるならば、前述のように唐津湾岸が対外的要地となっていたことが留意されよう。その場合、8号木簡の「甲斐國□戍人」の四字目の不明瞭な文字があらためて注目されることとなる。すなわち、この「戍」の上の字は左辺にさんずいとみられる「氵」と右辺下に「丶」が確認でき、「津（津）」の字の可能性が高いが、この部分を「津戍人」（つもりびと）とみると、天平期の出雲国の例が参照されることとなるからである。

天平五年（七三三）の『出雲国風土記』によれば、出雲国には島根郡瀬埼戍・神門郡宅枳戍の二戍があった。いずれも海に面した交通の要衝に比定される。[21] 特に瀬埼戍は千酌浜北方に置かれ、その浜に「隠岐の国に度る津」（島根郡条）がある。また「天平六年度出雲国計会帳」に「津守帳一巻」「道守帳一巻」がみえ、このうち「津守帳」は、新羅に備えた天平四年～六年の節度使体制下において、兵士による先の二戍を含む海津防守にかかわる帳簿とされる。[22]

したがって、「甲斐國津戍人」と判読可能な当木簡は、対外関係とかかわり津に戍が置かれ、そこを兵士が防備するという様態が、臨時の節度使体制下においてだけでなく、「常戍」を置く西海道防人制においても同様であったことを示すものとなる。出雲国で浮かび上がる千酌津・戍・津守の密接な関係を、当木簡では鏡渡あるいは壱岐へ向かう津・常戍・津戍人の関係に置き換えることもできよ

う。なお、唐の防人も津の防守を行っていたらしいから、[23] 日本も唐制の影響下に津の防守を防人制のなかに位置づけ、それを「津戍人」と称していた可能性も浮上する。

3、中原遺跡と祭祀

中原遺跡では、その溝跡から灯明皿などの祭祀関連遺物が出土している。多くの木簡や墨書土器を含む溝が、祭祀とも深くかかわっていたことは間違いない。そしてこうした祭祀遺物にも、中原遺跡の置かれた地域的特性が反映されているように思われる。

前述のように、2号木簡は、中央で行われた玉女関連祭祀に先行する可能性を持った地方の木簡である。しかもそこには、中央の玉女関連祭祀とは直ちに結びつかない独自性すら看取される。したがって、これを中央の祭祀の地方への伝播として解釈するのは難しかろう。中国にルーツを持ちながら、中国とは異なった多様な性格を内包する日本の玉女には、その前史にこうした地方での先駆的な受容があった可能性が考えられてよいと思われるのである。そして、このような東アジアに起源する神格の受容が、唐津湾岸地域にいちはやく認められるところに、古くから国際交流の環境を持つ当地の先進性が示されていると考えられる。

この他、中原遺跡からは祭祀に使われたとみられる舟形木製品が出土している。これも海・川と深いかかわりを持つ当地の様相と深く結びついた遺物ということができる。1号木簡にみえる川部氏が、遣唐使船の梅師も輩出するほど水上交通に長けた在地の氏族であったことは既に指摘がある。[24] 加えて、魚の絵を刻んだヘラ書土器も出土し、中原遺跡の祭祀には、水産物と深くかかわった当地の生業との関連も見え隠れする。この観点からは、半ば記号化された文字で「魚女」と墨書された土器が数点出土したことも注目されるだろう。『万葉集』巻五には玉島川・松浦川とかかわり、魚を釣る女子、「漁夫」の子、漁をする「阿末」（海人）の子などが登場している（「遊於松浦川序」など）。特に、鮎・若鮎釣りのことは頻繁に登場し（八五五～八五九・八六三）、『風土記』の松浦郡の地名伝承との関連を想起させるものとなっている。その松浦郡条によれば、当地では四月に婦女が針で鮎を釣ることになっており、「男夫は釣ると雖も、獲ること能はず」と記している。ならば記号化した「魚女」についても単なる女性の人名ではなく、こうした当地の漁労をめぐる慣習とかかわるものではないかと考えられるのである。

むすび

以上のように、海上交通の拠点たる松浦川河口部に位置した中原遺跡では、当地の生業とかかわる旧来からの地域祭祀と大陸に起源する先進的祭祀の混在状況が確認できる。また、ここには防人配備

とかかわる部署も置かれていた。こうした東アジアを含む広狭の社会が複雑に絡み合う当遺跡には、松浦湾沿岸の地域的・歴史的特性が端的に示されているといえよう。そしてまた、それが郡と深いかかわりを持ち検出されたところに、郡自体の持つ機能・実態も示されているように思うのである。

註

（1）佐賀県教育委員会文化課編『古代の中原遺跡―解き明かされる鏡の渡し―』《西九州自動車道文化財調査概要》（二〇〇五年）、小松譲「古代中原遺跡の概要および周辺遺跡」（『木簡学会研究集会現地見学会資料』木簡学会、二〇〇六年）。

（2）本稿の木簡番号及び釈文は、いずれも註（1）による。

（3）石井昌子「玉女修仙―道教経典にみる玉女―」（『新しい漢字漢文教育』三二、二〇〇一年）。

（4）田中貴子「〈玉女〉の成立と限界―『慈鎮和尚夢想記』から『親鸞夢記』まで―」（『シリーズ女性と仏教』4所収、平凡社、一九八九年）。

（5）村山修一編『陰陽道基礎史料集成』（東京美術、一九八七年）三六三～三六七頁。

（6）小坂眞二「反閉」（『民俗と歴史』八、一九七九年）参照。

（7）八木意知男「特殊歩行の儀―反閉と禹歩―」（『神道史研究』三八―一、一九九〇年）。

（8）小坂眞二「反閉（下）」（『民俗と歴史』一〇、一九八〇年）、同「陰陽道の反閉について」（『陰陽道叢書4特論』名著出版、一九九三年）。

（9）小坂眞二前掲註（8）論文。

（10）田中勝裕「『小反閉并護身法』の一考察―「天鼓」と「玉女」をめぐって―」（『仏教大学大学院紀要』三三、二〇〇五年）。

（11）『秋田城出土文字資料集』Ⅱ（〈秋田城跡調査事務所研究紀要Ⅱ〉一九九二年）。

（12）野田嶺志『防人と衛士』（教育社、一九八〇年）一五二～一五五頁。

（13）水沢市教育委員会『胆沢城跡 昭和五九年度発掘調査概報』（一九八五年）。

（14）松尾禎作「肥前駅路私考」（『郷土研究』六、一九五五年）。

（15）木下良「肥前国」（『古代日本の交通路』Ⅳ、大明堂、一九七九年）。

（16）吉村茂三郎「肥前風土記に現れた松浦郡の地誌」（『校本肥前風土記とその研究』佐賀県史編纂委員会・佐賀県郷土研究会、一九五一年）。

（17）日野尚志「肥前国の郡家について」（『佐賀大学教育学部研究論文集』三四―（1）―〔I〕、一九八六年）。

（18）山口亨「壱岐嶋分寺の造営体制」（『福岡考古学論集―小田富士雄先生退職記念―』小田富士雄先生退職記念事業会、二〇〇四年）。

（19）前掲註（1）に同じ。以下、中原遺跡出土墨書土器はこれによる。

（20）北條秀樹『日本古代国家の地方支配』第二部第三章（吉川弘文館、二〇〇〇年）。

（21）関和彦『出雲国風土記註論 嶋根郡・巻末条』（島根県古代文化センター調査研究報告書二五、二〇〇四年）

（22）舘野和己『日本古代の交通と社会』第一編第三章（塙書房、一九九八年）。

（23）舘野和己前掲註（22）論文。

（24）田中正日子「土器・木簡・文献に「川部」を読む」（『ふるさとの自然と歴史』二八六、二〇〇一年）。